

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第158号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）大原戸寺町地区地区計画が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称（適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
大原戸寺町地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の3各号に掲げる用途</p> <p>イ 農産物販売所</p> <p>ウ 診療所</p> <p>エ 保育所</p> <p>(3) 農業、林業又は漁業の用に供する建築物で都市計画法施行令第20条各号に掲げるもの</p> <p>(4) 第2号アからエまでのいずれかに掲げる用途に供する建築物（床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(5) 図書館又は公民館</p> <p>(6) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>
	容積率の最高限度	10分の6
	建ぺい率の最	10分の4（角敷地等内にある建築物にあっては、

高限度	10分の5)
建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
建築物の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画が変更され、新たに桂坂さつき北第1地区及び桂坂さつき北第2地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途及び敷地に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称（適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
桂坂さつき北第1地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所等 (4) 前3号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	230平方メートル
桂坂さつき北第2地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	135平方メートル

備考1 診療所には、住宅を兼ねるものを含む。

2 「巡査派出所等」とは、巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する公益上必要な建築物をいう。

3 その他規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大 作

京都市条例第(58)号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 瓜生山学園地区の項の次に次の1項を加える。

大原戸寺町地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）大原戸寺町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------	--

別表第1 桂坂さつき東地区の項の次に次の2項を加える。

桂坂さつき北第1地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂さつき北第1地区として区分された区域
桂坂さつき北第2地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂さつき北第2地区として区分された区域

別表第2 瓜生山学園地区の項の次に次の1項を加える。

大原戸寺町地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。） ア 令第130条の3各号に掲げる用途 イ 農産物販売所 ウ 診療所 エ 保育所 (3) 農業、林業又は漁業の用に供する建築物で都
---------	-----------	---

	市計画法施行令第20条各号に掲げるもの (4) 第2号アからエまでのいずれかに掲げる用途に供する建築物（床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (5) 図書館又は公民館 (6) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
容積率の最高限度	10分の6
建ぺい率の最高限度	10分の4（角敷地等内にある建築物にあつては、10分の5）
建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
建築物の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

別表第2大原小出石町地区の項中「都市計画法施行令」を「農業、林業又は漁業の用に供する建築物で都市計画法施行令」に、「掲げる建築物」を「掲げるもの」に改め、同表第2桂坂さつき東地区の項の次に次の2項を加える。

桂坂さつき北 第1地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所等 (4) 前3号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	230平方メートル
桂坂さつき北 第2地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅

	(2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
建築物の敷地面積の最低限度	135平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)